

平成30年度第3回 北海道青少年健全育成審議会 議事録

日 時： 平成31年3月25日（月）13時30分～14時55分

場 所： 北海道庁別館西棟3階 1号会議室

出席者： 別紙「出席者名簿」のとおり

議 題：

1 開 会

2 議 事

(1) 答 申

北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方について

(2) 報告事項

ア ゲームソフト審査団体に関する部会での審議結果について

イ 有害図書類の指定状況について

ウ 青少年を取り巻く現状と課題について

(3) その他

3 閉 会

出席者名簿：

委員

会長等別	氏名	性別	選任区分 ※	現住所	出欠	
					出席	欠席
会長	丸山 治	男	学者	札幌市	○	
	原 敦子	女	団体役職員	札幌市	○	
	熊谷 純二	男	民間企業	札幌市	○	
	日置 真世	女	一般	釧路市	○	
副会長	河合 祐子	女	学者	札幌市	○	
	新井田 寛	男	団体役職員	札幌市		○
	岩田 克範	男	団体役職員	美唄市		○
	菅原 博	男	団体役職員	札幌市		○
	秋葉 聡志	男	団体役職員	札幌市	○	
	鈴木 千恵子	女	団体役職員	札幌市		○
	安宅 順子	女	団体役職員	札幌市		○
	田辺 宗誉	男	団体役職員	札幌市		○
	那須 秀昭	男	団体役職員	札幌市	○	
	大熊 啓介	男	公募	札幌市		○
	古川 瑠奈	女	公募	札幌市	○	

※「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」委員名簿様式に基づく選任区分。

オブザーバー

氏名	所属	職名
里 舘 幹彦	教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）	主査
大川 善照	北海道警察本部生活安全部少年課	課長補佐

審議会事務局

氏名	所属	職名
堀 本 厚	環境生活部くらし安全局	局長
青 野 努	環境生活部くらし安全局道民生活課	青少年担当課長
柴 田 幹	環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループ	主幹
成 田 剛	同	主幹
大 西 千都	同	主査
高 嶋 俊輔	同	主任
合 田 英美那	同	主事

1 開 会

○事務局（青野青少年担当課長） 皆様、本日はお忙しいなか、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本審議会は、北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により、「審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところですが、本日は、委員定数15名中9名の出席をいただいております。本会議が成立することから、ただ今から平成30年度第3回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。

しばらくの間、私、青少年担当課長の青野が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。最初に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料1から資料4及び参考資料までを配付しております。足りない資料はございませんでしょうか。

本日の会議終了は、午後3時頃を目途としております。今後の進行に、御協力をお願いします。

なお、本審議会では議事録の作成を行いますが、議事録は発言の趣旨をとらえて作成をさせていただき、皆様の確認を受けた上で、道のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめ御報告させていただきます。

また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを、併せて御報告いたします。

2 議事

（1）答申「北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方について」

○事務局（青野青少年担当課長） それでは、最初に、前回の審議会で「北海道青少年健全育成条例改正の基本的な考え方について」諮問をさせていただき、審議していただきましたが、議論がまとまったとうかがっておりますので、答申をいただきたいと思っております。

（丸山会長が答申書を読み上げ、堀本くらし安全局長へ手交）

○事務局（青野青少年担当課長） ありがとうございます。ただ今、答申を受けました環境生活部くらし安全局長の堀本から、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

○堀本くらし安全局長 皆様、お疲れ様でございます。環境生活部くらし安全局長の堀本でございます。皆様におかれましては、年度末の大変お忙しいところ、本審議会に御出席をいただき、大変、ありがとうございます。

また、日頃から青少年の健全育成につきまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

ただ今、丸山会長から北海道青少年健全育成条例改正の基本的な考え方につきまして、答申をいただいたところをごさいますて、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御審議をいただいたことにたいして、心から感謝申し上げます。

答申の中にもございましたが、近年は、青少年の間にスマートフォンが急速に普及したこと等によりまして、インターネット利用の低年齢化が進み、「自撮り被害」と呼ばれるような被害が本道においても急増しており、社会問題として大変注目されているところであり、また、重大な被害も生じているところをごさいます。

このような問題に対応していくため、ただ今いただきました答申に基づき、関係機関と連携の元、協議を求めまして、条例改正に向けた作業を進めますとともに、青少年の健全育成を阻害する問題に適切に対応していきたいと考えております。

なお、本日は、青少年健全育成基本計画の検証といたしまして、青少年を取り巻く現状と課題について説明をさせていただきます。現計画に対する皆様の御意見を2020年4月始期とします次期計画に反映させていきたいと考えておりますので、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見や御指導を賜りますようお願い申し上げます。答申に当たってのお礼の言葉と挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（青野青少年担当課長） 堀本はこのあと別の用務がございますので、ここで退席をさせていただきます。それでは、以後の進行は、丸山会長にお願いいたします。

（２）報告事項

ア ゲームソフト審査団体に関する部会での審議結果について

○丸山会長 改めまして、丸山でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に入ります。（２）報告事項にあります ア「ゲームソフト審査団体に関する部会での審議結果について」事務局から報告をお願いします。

○事務局（成田主幹） それでは、私から前回の部会でゲームソフト審査団体の指定に関して審議していただいた結果について報告させていただきます。

この度の審議は、知事が指定したゲームソフト審査団体が18歳未満の青少年が視聴することが不相当であると判断したゲームソフトを有害図書類として取り扱うことができるようにする条例改正を検討していることを踏まえまして、条例改正後に指定が相当であると考えているゲームソフト審査団体について、あらかじめその審査基準と道の審査基準の同一性等について確認していただいたものです。ゲームソフト審査団体の指定に関する審議は、有害図書類の指定に関係があり、また、審査団体の審査基準は審査

団体の部外秘の情報であることから、部会において非公開で実施するという審議会の決定を受けて実施しております。

確認していただいた審査団体は、資料1と資料2に記載の3団体です。部会では、この3団体の審査基準を道の審査基準と比較していただきまして、基準が概ね一致していることを確認していただいています。

また、この3団体については、いずれも青少年の健全な育成等を目的として設立された団体でありまして、現在、多くの府県の審査指定団体となっていますので、信頼性と実績は十分であること、審査団体が18歳未満の青少年の視聴を不可としたものには、外見上しっかりとそのことが分かるマークが添付されており、図書取扱業者や購入者が一般のゲームソフトと容易に区別することができること、一般社団法人日本コンテンツ審査センター、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構が審査するゲームソフトは一般に流通しているアダルト系ゲームソフトの多くを網羅しており、また、任天堂、ソニー、マイクロソフトから発売されている代表的な家庭用ゲーム機に対応するゲームソフトは、すべて特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構の審査を経ていることから、この3団体を知事の指定団体に指定することにより、大きな効果が得られること、一般社団法人日本コンテンツ審査センター、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構は、現在既に、アダルト系DVD等の審査団体として、北海道で指定している団体であることについて事務局から説明をさせていただきました。

部会委員からは審査団体について数点の質問をお受けしましたが、事務局の説明に対して異論はなく、この3団体を知事の指定団体とすることが適当であるとの決定をいただいております。以上です。

○丸山会長 ありがとうございます。事務局から、ゲームソフト審査団体に関する部会での審議結果について報告がありました。条例が改正され、ゲームソフト審査団体の団体指定が可能になった際に、新たに指定を考えている3団体の審査基準と道の基準の合致性等について、部会で確認していただいて、指定の必要性があると決定されたところ です。

部会の設置要綱により、部会の議決は審議会の議決となっておりますが、委員の皆様からご質問やご意見があればいただきたいと思います。今回のゲームソフト審査団体に関する部会の審議結果について、御質問等ありませんでしょうか。

(質疑等なし)

イ 有害図書類の指定状況について

○丸山会長 次に、(2)報告事項イ「有害図書類の指定状況について」事務局から説

明をお願いします。

○事務局（高嶋主任） 資料3を御覧下さい。平成30年度有害図書類の指定状況についてでございますが、資料3の一番下「部会設置要綱第5条第4項」に記載のとおり、「部会における議決は、これをもって審議会の議決とする」「その結果を事後の審議会に報告する」こととなっておりますので、前回の審議会12月17日の同日に開催された部会における、有害図書類の議決結果を御報告させていただきます。

前回部会にて、「有害図書類の指定について」知事より3冊の図書類を諮問し、御審議いただき、その結果、ここに記載しております3冊すべてが有害図書類として議決されました。

この議決及び答申を受けまして、道では1月4日付けで北海道公報により有害図書類として告示し、当課ホームページにても公表し、図書組合等の取扱事業者をはじめ、警察や検察庁といった機関などにも通知しているところでございます。平成30年度有害図書類の指定状況につきましては、以上でございます。

○丸山会長 ありがとうございます。事務局から有害図書類の指定状況について、報告をいただきました。委員の皆様から、御質問や御意見はございませんか。

（意見等なし）

ウ 青少年を取り巻く現状と課題について

○丸山会長 次に、（2）報告事項ウ「青少年を取り巻く現状と課題について」、まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局（大西主査） それでは、青少年を取り巻く現状と課題について、説明をさせていただきます。御覧いただく資料はお手元の資料4と参考資料になります。参考資料のグラフはスライドでも御覧いただけます。

それでは、本編資料の項目一つ目を御覧ください。こちらに記載しておりますように、現在の北海道青少年健全育成計画は平成20年度に策定した第1期目のものとなります。策定から十年以上が経過し、見直しの時期を迎えています。平成32年度に第2期計画の策定を予定しており、その計画に反映させるため、第1期計画ではどのような課題があったのかを把握するため、今回、整理を行うものです。整理した内容について、皆様から御意見をいただき、それを踏まえて第2期計画の元となる施策体系を作成します。今年7月をめどに、作成した施策体系について、諮問させていただきたいと考えています。

項目2、青少年を取り巻く現状と課題（第1期計画）についてですが、スライドを御

覧ください。第1期計画では大きく、このような形で項目分けしております。この細分化された9項目について、資料4に1項目ずつ、計画策定当時の平成20年と比較した「現状」、「今後の課題」、それと毎年審議会において進捗状況として報告しております北海道が行ってきた「主な施策」を参考までに記載しておりますので、「主な施策」については、のちほど御覧ください。

では、スクリーンをもう一度、御覧ください「少子化・核家族化」の項目の現状についてですが、「出生数の推移」は、北海道における出生数は年々減少し、計画策定当時である20年から約7,000人あまりの減少となっています。隣のグラフ「18歳未満の年齢別人口」でも、22年と27年を比較すると約60,000人の減少となっています。

次のグラフは、「年齢別人口構成比」のグラフです。こちらも15歳未満の構成比は減少し続けています。さらに、隣の「児童のいる世帯の平均児童数」のグラフにおいても、北海道の平均児童数は減少しており、また、常に全国よりも少なくなっております。

道内における「3世代世帯数」のグラフを御覧ください。3世代で同居している世帯数が22年と27年で比較すると約17,000世帯減少しています。

それでは、本編2ページにお戻り下さい。「少子化・核家族化」の課題としましては、出生率を上げることは北海道のみならず全国的な課題ですが、出生数や3世代世帯数の減少により、異世代・異年齢で遊ぶ機会が減少し、社会性を身につける機会の損失、それが子供たちのコミュニケーション能力の低下や、人を思いやる心の成長をさまたげるといったことに影響するととらえています。このため、子どもたちの異世代・異年齢交流ができるような居場所づくりなどを、地域ぐるみで行っていく必要があると考えています。

続いて、「高度情報化」の項目についてです。現計画を策定した前後である平成19年にスマホが登場し、平成29年には携帯・スマホの加入数は人口比103%と、一人一台以上持っている計算となりました。

それでは、もう一度スライドを御覧ください。文科省の調査で、小学校6年生、中学校3年生の「携帯電話・スマホの保有状況」を比較したグラフです。青い棒グラフが道内の小学校6年生、オレンジの棒グラフが道内の中学校3年生で、青の線グラフが全国の小学校6年生、オレンジの線グラフが全国の中学校3年生を表しています。グラフを見ますと、道内の小中学生とも全国とほぼ変わらない線を描いて増加傾向にあり、29年には道内小6では約6割、道内中3では約8割が携帯かスマホを所有している状況です。

その隣のグラフは、携帯電話やスマホで2時間以上電話やメールやネットをする児童生徒の割合を表したものです。この時間には、ゲーム時間は含まれていません。先ほどと同様に棒グラフが道内、線グラフが全国のものです。全国に比べ、道内の小6、中3は2時間越えている子どもの割合が多く、小学生の1割以上、中学生の3割以上が一日あたり2時間以上通話やメール、インターネットをしている状況となっています。

次のグラフは「インターネット接続機器の利用率」を表したものです。このグラフは、内閣府で調査を行ったもので、学種別のインターネット接続機器の利用率を掲載しています。小学生のグラフを御覧いただくと、21年は青い線で示している「パソコン」の割合が高かったものが、現在は黄色い線で示す「携帯ゲーム機」が高く、水色の「スマホ」、灰色の「タブレット」の割合が増えてきていることが分かります。

中学生及び高校生は、21年は青い線で示す「パソコン」やオレンジで示す「携帯電話」が多くを占めていましたが、現在は水色の線で示す「スマホ」がメインとなっていることがわかります。また、高校生は圧倒的に「スマホ」が多く、中学生は「スマホ」が勢いを伸ばしていますが、2番目は黄色で示している「携帯ゲーム機」でもインターネットに接続しているという結果が出ています。これらのことから、年代に応じた対策が必要なことがわかります。

続きまして、次のグラフは、いじめの種類のうち「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」件数を示したグラフです。ネット上でのいじめが増えていることがわかります。

また、子どもたちの間に、持ち運びが簡単で、個人単位で使え、インターネットアクセスが簡単にできてしまうスマホやゲーム機器が普及したことにより、SNS上で知らない相手とやりとりし、自らの裸の写真をとり送信してしまう「自画撮り被害」という新しい被害もこの十年間でうまれました。「自画撮り被害の少年数」のグラフを御覧ください。全国の件数と比べると、北海道での被害は大きな割合を占めています。

それでは、本編資料2ページにお戻り下さい。「高度情報化」に関する課題としては、通信機器の低年齢層への普及に伴い、長時間のスマホ利用による生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。また、インターネットを使う上でのマナーを熟知せず安易に情報発信することで、友達を傷付ける、ネット上でのいじめ、知らない相手を安易に信用し、要求されるままに画像を送ることで犯罪に巻き込まれるなど、インターネットの適切な利用方法、ルールやマナーの浸透が充分でないことから、これらの注意喚起などを引き続き啓発していく必要があると考えています。

続きまして、本編資料3ページ「国際化」の項目の現状についてです。情報技術の革新や交通網の発達等に伴い、観光、食料、資源エネルギーの輸出入といった経済活動や文化・スポーツ交流、友好交流、国際貢献といったあらゆる場面でグローバル化が進展しています。その一端の現状となるかもしれませんが、人の流れでは、29年の在住外国人数は対20年比で増加率が50%超え、外国人観光客は300%超え、留学生も80%超えと、アジア圏から主として急増傾向にあります。

国際化に係る今後の課題としましては、学習指導要領の改訂により、2020年より本格的にスタートする小学校の英語教育に関連し、児童生徒の英語力の向上、多文化の理解など、グローバル人材の育成や異文化交流による国際理解教育の取組を推進する必要がありますと考えています。

続きまして、「消費社会の変化」の項目の現状についてです。「高度情報化」の項目でお話ししたように、インターネットの利用が、私たちにより身近なものとなったことで、オンラインショッピングなど消費活動の利便性が向上する一方、電子上の個人情報流出したことによる架空請求や、オンラインゲームなどへの課金トラブルなど青少年が巻き込まれるトラブルが発生しています。

今後の課題としましては、現状においてもトラブルが発生しており、さらに2022年から成年年齢が引き下げされ、親の同意なしに契約ができ、クレジットカードもつくることができるようになることから、各種契約に関する注意喚起の啓発を含め、消費者教育を引き続き進めていく必要があると考えています。

続きまして、「生活環境の変化」の中の「家庭」の項目の現状についてですが、グラフのように共働き世帯が増加しております。

続きまして、全国・全道の小学生・中学生の「朝食摂取状況」のグラフです。左側の小学生のグラフを御覧下さい。上から順に、国の平成20年と平成30年の比較、その下に、道の平成20年と平成30年の比較を並べて表示しています。国の平成20年と平成30年を比較しましても、平成30年の方が青色の「毎日食べている」と回答した割合が減少しています。道の平成20年と平成30年を比較しましても、同様に平成30年の方が青色の「毎日食べている」と回答した割合が減少しています。平成30年の国と道を比較すると、道の方が「毎日食べている」と回答する割合が3ポイント低いことから、全道の小学生は朝食摂取状況の割合が全国に比べると低いことが分かります。隣の中学生のグラフも小学生と同じ状況となっています。

次のグラフは「朝食と体力合計点との関係」のグラフです。グラフの赤い横線は平成30年度の全国の実技体力テストの平均値を表しており、棒グラフは全国の小学校5年生、中学校2年生の朝食摂取状況の割合を表しています。このグラフからは、朝食摂取状況によって体力テストの結果に差が表れていることがわかります。これは、小中学校男女全てにおいて同じ結果となっています。

なお、文科省では、子どもの体力の低下の原因として、朝食の欠食、栄養のバランスがとれていない食事、夜型生活といった生活習慣の乱れのほか、生活が便利になるなど日常的に体を動かすことが減少、スポーツや外遊びに欠かせない時間・空間・仲間の減少などを挙げています。

次のグラフは「一週間の運動時間」に係るグラフです。このグラフは、全国の小5、中2の児童生徒に対し、学校の体育の授業を除いて一日にどれくらい運動やスポーツをしていますかの趣旨の質問をし、その回答を集計したものです。一週間のうちの運動時間が0分～420分という回答区分の中、60分未満だった児童生徒の割合をグラフにしたものです。逆に、グラフの割合が小さければ、一週間に60分以上運動している児童生徒が多いこととなります。

左側の小学校5年生の男女のグラフを御覧下さい。青と灰色の棒グラフはそれぞれ全

国の男女の割合です。オレンジと黄色の棒グラフはそれぞれ北海道の男女の割合を表しています。オレンジの小学校5年生男子は青の国のグラフより割合が大きいことから、60分以上運動する児童が全国に比べ少ないことがわかります。同様に右側の中学校2年生の男女のグラフを御覧下さい。中学校2年生男女はいずれも全国より割合が大きいことから、女子、特に中学校2年生の運動量が全国に比べ少ないことがわかります。

次のグラフは小学校5年生男女、中学校2年生男女の「肥満傾向児」に係るグラフです。棒グラフが北海道、線グラフが国の数値を表しています。すべての区分において全国より肥満傾向児の出現率が高いことがわかります。

次のグラフは、「体力合計点の推移」を全国と全道で表したものです。体力合計点とは、握力や上体起こし、ソフトボール投げなど定められた八種目の実技があり、その測定値を十段階で得点化し、合計した数値のことを言います。毎年、子供の体力向上に係る施策の成果、課題の検証のために、小学校5年と中学校2年生を対象として行われている調査です。

左側の小学校5年生男女のグラフを御覧下さい。オレンジが全国の女子、青が全国の男子で、黄色の線は北海道の女子、灰色は北海道の男子を示しています。オレンジと黄色の女子の点数の比較を見ますと、全国との差は縮まってきているものの、依然として、全国より低い状況にあることがわかります。青と灰色の男子の点数の比較を見ますと、こちらも全国との差は縮まってきているものの、依然として、全国より低い状況にあることがわかります。右側の中学2年生の男女のグラフも同じ状況となっています。

これらのことを総合して考えますと、北海道の子どもは、インターネットや通話にかける時間が多く、朝食欠食やゲーム・ネットなどインドア遊びが増えることで、運動する機会が減り、結果として体力や運動能力の低下や肥満傾向につながると考えられます。

次のグラフは「貧困率」に関するグラフです。「家庭」の項目の現状として、子どもの貧困という問題もあります。全国的には、青色の相対的貧困率、オレンジ色の子どもの貧困率ともに、27年で改善傾向に見えます。それまでは、平成3年からずっと上昇傾向ですが、道は、生活保護世帯や一人親世帯の割合が高い状況です。厚生労働省などの調査によると、本道の一人親世帯は、全国に比べて低所得層が多いという結果であることから、北海道の子どもは全国に比べて厳しい状況にあると言えます。

それでは、本編資料4ページにお戻り下さい。「家庭」の項目に係る課題としてとらえているものとしましては、家族とのふれあいの形態の変化や時間の減少により、人間関係を構築する学習の機会が減少、生活形態の変化も、子どもたちの運動不足や生活習慣の乱れに関連し、健康のみならず学力や体力へ影響すると考えています。また、子どもの貧困対策は、すべての子どもが健やかに成長できるよう、相談体制の充実や教育・生活支援、親への就労支援などを総合的に進めていく必要があると考えています。

続きまして、「学校」の項目の現状についてです。「不登校児童生徒数の推移」に関

するグラフを御覧下さい。左側のグラフが小中学校、右側のグラフが高校と分けています。小中学校のグラフのうち、棒グラフが小学校を表しており、青が全国の、黄色が道の小学校の不登校児童の割合となっています。線グラフのうち、オレンジが全国の、青が全国の中学校の不登校生徒の割合となっています。十年前と比べると、小中学校は明らかに増加していることがわかります。

右側の高校のグラフを見ますと、割合はほぼ横ばい傾向です。中学校が小学校、高校に比べ不登校児童の千人あたりの割合が多いことについては、いわゆる「中一ギャップ」が原因であるとされています。中一ギャップとは学習内容や人間関係の変化、心身の発達など幾多の原因が作用し合って起こると考えられているものです。

次のグラフは、「いじめの認知件数」に係るグラフです。小中高ともに増加傾向ですが、小学生が近年、件数・伸びともに多く、平成29年は平成20年の4倍となっています。

次のグラフは、「新規高卒者の就職内定率」のグラフです。青い線が全国、オレンジが道の数値を表しています。平成20年は全国と比較すると、とても低い内定率でしたが、平成21年度を境に上昇し、近年では、全国よりは低いものの、全国同様に調査開始以来の最高値を更新し、より多くの就職内定につながっている状況です。

右隣の「新規高卒就職者の離職状況」のグラフを御覧下さい。青い線が全国、オレンジが道の数値を表しています。北海道は改善傾向にありますますが、それでもなお、全国を上回っている状況にあります。北海道の若者は、就職するものの離職する率も高く、これは就職前にその職種が自分に適しているか、やりたい仕事は何かというキャリアデザインが不足しているのではないかと思います。

また、先ほど「家庭」の項目でも説明しましたが、体力・運動能力は小中学校の男女いずれも全国との差が縮まってきているものの、依然として、全国より低い状況にあります。

本編資料5ページにお戻り下さい。「学校」の項目に係る今後の課題としては、引き続きいじめ・不登校などの教育相談体制の充実が必要であるとともに、インターネットを利用する際の教育、体力向上のための学校における体育の指導方法の工夫改善などの取組の継続が必要と考えています。

また、早期離職の状況から考えてもキャリア教育の充実が必要です。

続きまして、「職場」の項目の現状についてです。「年間の総実労働時間の推移」のグラフを御覧下さい。オレンジが国、青が北海道の数値を表しています。道・国とも上がり下がりではありますが、道は国と比較すると総労働時間が長い状況にあります。

次のグラフは「年次有給休暇の平均取得率の推移」のグラフとなります。オレンジが国、青が北海道の数値を表しています。平成28年に一時的に国の率を上回りましたが、それ以外は平均取得率が低い状況にあります。

その他、先ほど「学校」の項目でもお話ししましたが、北海道の雇用情勢は改善が進

み、新規高卒者の就職内定率も改善していますが、全国と比較すると低い状況であること、また、道内の新規高卒就職者の「就職3年以内離職率」は全国と比較すると高い状況で推移している状況にあります。

本編資料6ページにお戻り下さい。「職場」の項目に関する今後の課題としては、家庭でのふれあい時間を増やせるよう引き続き長時間労働の是正やワークライフバランスなど働き方改革などを進め、一方で新規学卒者の離職者を減少させるため、インターンシップの実施やキャリア教育を充実させ、勤労観・就労意欲の育成を行い、早いうちから自己に合った職種・業種を見つけさせ、若者の経済的自立を促進させる必要があると考えています。

続きまして、「地域」の項目に関する現状についてですが、核家族化の進行や都市化などにより、子ども同士の遊び、異年齢間の交流の機会が減少し、子どもが社会性を身につける機会が損失しているほか、大人たちも地域全体で青少年をはぐくむ、見守る、といった意識が低下していると言われてしています。

また、登下校時などの不審な声かけなど、子どもたちの安全安心を脅かす事件も後を絶ちません。スライドを御覧下さい。こちらのスライドは道警による「子どもに対する前兆事案の届出受理件数」を表したグラフです。前兆事案とは、子どもや女性を対象とする性犯罪などの凶悪犯罪の前兆とみられる「声かけ」や「つきまとい」などのことを指し、そのうち、子どもに対する事案の統計で、増加傾向にあることがわかります。

本編資料6ページにお戻り下さい。「地域」の項目の今後の課題としては、引き続き犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、関係機関と連携した防犯活動の推進や多様な担い手による子どもの見守り活動の活性化の必要があると考えております。

また、増加が推計されるひきこもりについては、引き続き当事者等からの相談対応や関係機関とのネットワーク構築、サポートする人材の養成の必要があると考えております。

続いて、青少年の福祉を阻害する状況と非行の助長に係る現状についてです。スライドを御覧下さい。こちらのスライドは「福祉犯検挙の推移」のグラフになります。北海道では毎年300件以上の検挙があります。

下のグラフは「刑法犯で検挙補導された人員と人口比」のグラフです。減少傾向です。

次のグラフは「道内で性的被害にあった子どもの数」のグラフです。これは、福祉犯の被害少年のうち、児童買春や淫行などの性的被害にあった少年の数です。性的被害を受けた少年のうち、半数以上がコミュニティサイトの利用に起因して被害にあっています。

次のグラフは「児童相談所での虐待相談対応件数」のグラフとなります。道内の相談対応件数は平成20年では1,644件、平成29年では5,133件と、3倍以上に増加しています。急増の理由としては、激しい叱責や罵詈など、著しく心を傷つける「心理的虐待」の相談対応件数の増加や警察から児童の面前における配偶者へのDV事案の通告が

増えたことによります。

本編資料7ページにお戻り下さい。「青少年の福祉を阻害する状況と非行の助長」に関する今後の課題としては、今後も発展が予想される通信機器による青少年の自画撮り被害などへの対策や、青少年の健全育成にとって有害な環境の排除や非行防止対策は引き続き行っていく必要があるほか、児童虐待については、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、引き続き相談体制などの充実、また、子どもの登下校時の見守り活動の継続が求められています。

本編資料の1ページにお戻り下さい。2項目の現状と課題について項目ごとに今まで御説明してきたところですが、第1期計画の課題の総括としましては、次のようなものと考えています。

「少子化・核家族化」の項目では、社会性を身に付ける機会の減少。「高度情報化」の項目では、情報通信機器の利用に起因するトラブル、犯罪。「国際化」の項目では、英語力の向上などグローバル人材の育成。「消費社会の変化」の項目では、高度情報化に伴うトラブル、消費者教育。「家庭」での項目は、家族とのふれあいの形態、時間等の変化による生活習慣の乱れ、健康への影響、子どもの貧困。「学校」での項目は、いじめ、不登校、体力低下、社会的自立に向けた勤労観。「職場」での項目は、仕事と家庭の両立、新規学卒者の離職。「地域」での項目は、地域全体で青少年を育てる意識の低下、ひきこもり人口の増加。「青少年の保護」の項目からは、児童買春や自画撮り被害などの福祉犯罪、児童虐待、有害環境。さらに、項目にははまりませんが、地域の項目で触れましたひきこもりなど、30代までの若者の、社会生活を円滑に営む上での様々な困難、これらの問題、課題に対応を行っていくことが、条例の基本理念でうたう「次代の社会の担い手として自立できる青少年」を育成することだと考えておりますので、第1期計画におけるこれらの課題を踏まえ、次期計画の施策体系を構築したいと考えております。以上です。

○丸山会長 ありがとうございます。事務局から青少年を取り巻く現状と課題について、説明がありました。来年の4月をスタート時期とする第2期計画をこれから策定するに当たって、第1期計画に記載された「青少年を取り巻く現状と課題」の各項目について、策定した十年前と現在と比較し、現時点での課題を確認し、2期計画の施策体系を作っていきたいと説明がありました。

施策体系の構築ですので、皆様より、御自由な観点から御意見、御質問を承りたいと思いますが、説明を聞いていますと、この十年間で特に大きく変わった部分は、スマホの保有率が大きくなり、それに伴って様々な側面が出ていること。

また、低年齢層にも普及をしたことで、自画撮り被害等、性犯罪やトラブルに巻き込まれる問題、子どもの貧困問題、児童虐待の増加、ひきこもりといった様々な問題が、ここ十年間の変化として挙げられたことだと思います。

委員の皆様がそれぞれの立場で青少年と接することもあるでしょうから、皆様が携わっておられる青少年を巡る現状だとか、課題などがありましたら聞かせていただければと思いますし、施策体系を作るに当たって、「こんな観点はどうか」等、新たな観点の提案を御自由にいただきたいと思います。

○那須委員 青少年は18歳までですから、家庭と学校にいる時間がほとんどです。多分、道徳教育に入るのかと思いますけれども、「青少年健全教育」あるいは「青少年健全カリキュラム」のようなものがあるのかどうか、まず、教えて欲しいと思います。

会長からもお話があったように、計画ができてからこの十年間で、スマートフォンの普及率が上がって、小学生から利用している実態があり、一方で、代表的なものとして、児童虐待が顕在化してきております。例えば、今、自画撮り被害について、子どもたちに教えるような機会はあるのか、あるいは、青少年健全育成に関して「こういうことはしてはいけませんよ」「このようにしましょうね」など、学校の現場ではどのように教えているのかについて、今後、新たな計画を作ろうとする際に、大事な視点の一つになると考えておりますので、わかりますでしょうか。

○事務局（青野青少年担当課長） 那須委員のおっしゃるとおり、一般的に、青少年は18歳未満で、広義では30歳まで。子ども・若者育成支援推進法という法律がございまして、「困難を有するもの」については30代までと広がってきてはいますけれども、基本的には、条例や計画にもありますとおり「青少年の健全育成は、社会で自立できる人間をつくっていくんだ」というところを最終的な目的としているものですから、まずは18歳と考えております。

今は大学進学率も高いですけれども、18歳で社会に出てしっかりと自立できるように、経済状況も良くなり就職率が高い一方で3年以内の離職率が高いといった職業観もございまして、ほとんどが小学校、中学校、高校と教育のことになっており、学校で指導していただいているところですが、自画撮りなど社会的なマナーを守る気持ちを醸成していくことについては、道徳教育の中で行っております。

この十年でスマホの普及率が非常に大きくなり、各学校が、道警や携帯電話各社とも協力しながら、頻繁に、スマホの利用の安全教室などに取り組んでいるところです。

我々も年二回くらいですけれども、14管内のうち一つ二つについて、「道民フォーラム」として、専門的な先生方をお呼びし講話いただいて、実際に「このような子どもの被害があるんだよ」と道警から御説明申し上げて、それに対する被害の防止、親の意識を変えていくよう実施しているところでございます。

我々、青少年グループとして、青少年行政を総合的に推進しておりますけれども、児童虐待については保健福祉部が中心となって進め、学校教育に関しては道教委で推進しているのが現在の状況でございます。

○丸山会長 はい、ありがとうございました。資料4の5ページの「学校」の課題で、「情報モラル教育の推進」、「インターネットの利用に関する教育の充実」と掲げられておりますが、今、那須委員が言われたような、例えば、スマホの扱い方だとか自画撮り等については、学校での啓蒙が必要だという御意見だと思います。

現に、課題として盛り込まれるようではすけれども、そういったところで検討することが必要ということです。他に何かございませんか。

○日置委員 全体的な施策体系を検討するに当たって、資料4の最初に図で示されている「社会環境の変化」と「生活環境の変化」を分けて考えるのはよくないかなと思えました。二つは土台で重なっていて、ベースに「社会環境の変化」が大きな流れとしてあって、だからこそ「生活環境の変化」があるので、重なっている方がよくて、別の問題のように見えてしまうのが気になりました。

項目ごとに分けてしまいがちですけれども、各項目、各課題に対して「これをやりましょう」としてしまうと、例えば、インターネットやスマートフォンの普及は、様々な所に関わっているわけですから、それぞれがバラバラな施策になってしまう。とりあえず「これに対してやりました」と施策体系のスタイルを課題ごとにするのではなく、生活とか社会に根ざした形で包括的な施策体系を作る方が、この十年の変化を見ると、今の時代に合っているのではないかと思います。

私は、十代の子どもたちが集まる自立援助ホームに所属しており、子どもたちと関わっておりますが、問題が起きたときに、親やその子の悪いところ、課題にいてしまいがちですけれども、自己責任論にしないような計画にして欲しいと思います。様々な理由があって、追い詰められていたり、支援が行き届いていないからこそ、犯罪に巻き込まれたりしてしまいます。本人の力不足より、経験や機会が無いところからきているので、あくまでも「社会全体の課題であって、それがたまたま個人に出ているだけです」という全体の考え方は欲しいかなと思います。問題が起きている人の所に行ってしまうのが日々、気になっていて、問題視されると、余計追い詰められて、余計に悪いことをしてしまう。全体の論調として、「社会の責任」だし、「社会の問題です」として欲しい。

それに伴って、フォーラムや指導することがいくつかありますけれども、今までも薬物の問題などがあると、「こんな大変なことがあるんです」と言い方悪いですけど脅す。恐がらせて「こんなふうにならないようにしましょう」と、特に、集団で教育する場合にやりがちなのですけれども、ほとんど効果がありません。恐がらせると、その場ではわかった気になりますが、結局、「隠れてどうするか」と潜在化してしまうだけです。

そうではなく「それに至るまでの背景を誰かに言える」のが、一番大事であると思えます。私は、子どもたちのLINEの相談にも関わっているのですが、誰かに言えることや自分が困っていることや課題を開示できること、親も子どもも「こうしなきゃならない」と思うのではなく、誰かに相談できることが解決への道だと思っています。

「朝食は食べた方がいい」「スマホは危ない」など課題をクローズアップしてしまうより、むしろ、良いところも出した方がいいと思います。良いところで使うのが、結果として、悪い使い方をしないこととなるので、現状と課題で、課題を克服することや課題にばかり着目しないで、「こういう良いところも見ましょう」と良いところにも着目して欲しい。今の青少年の良いところ、北海道の良いところが載っていて、それを生かしていく視点の方が良いのかなと思います。

最後の一つは、青少年のことを考えるのであれば、家族支援は欠かせないので、この範疇になるかわからないですけれども、家族への支援がベースにならないのかなという点が気になったところです。

○丸山会長 はい、ありがとうございました。事務局で何かありますか。

○事務局（柴田主幹） どうもありがとうございます。今のお話の中で、北海道の良いところを出していったらどうでしょうとの観点は、これまで作ってきた計画の中でほとんどありません。「現状と課題があるから、それを解決するためにこういう施策が必要ですよ」というストーリーで、いつも計画は作られいくものだと思ってきたので、今の話は、新しいことを教えていただきました。それをどのように生かせるかはわかりませんが、とても良い意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

○日置委員 この参考資料を見ると、運動量は女子の方が少ないのに体力は女子の方が高いんですね。それを見ても、「必ずしもこれだけでは運動したから体力が上がるわけではないんだ」、では、「女子の体力が上がっているのは何でだろう」と思ったので、「運動量ではなく別の所なのかな」と思ったのですけれども。

○丸山会長 はい、ありがとうございました。全部取り入れるということではありませんが、事務局で参考になると思いますので、どんどんアイデア出していただければと思います。

社会環境、生活環境の二つに分けられず、確かに、ダブっているところは結構ありますので、計画を立てた当初は、「客観的な状況はどうかという観点での分析があって、そこに子どもを置いたときに、どういうものがあるか」という発想でできたのではないかと思います。

それから、青少年と一口に言っても幅広いので、例えば、女子と男子の体力差では小学生と高校生で違うところがあるでしょうし、スマホの使い方でも大いに使うべき年代と使わなくてもいい年代があるかもしれませんし、色々な問題が変わってくる可能性はありますよね。今までは、全部、大雑把に青少年とされていますけれども、例えば、切り口を小学校又は義務教育で切る見方もあるかもしれないですし、「こんな見方がない

のか」等でも構いません。皆様の職場で懸念している問題があれば、どんどん出していただければと思います。

○日置委員 一点、忘れてました。セクシュアルマイノリティの話が全く出てきていなかったのので、セクシュアルマイノリティの青少年へのサポートや周りの理解が必要で、青少年時代にセクシュアルマイノリティの子どもたちや若者が、きちんとした人に出会う環境にあるかによって、全然その後の人生が変わるので、自殺率も非常に高く、時代の背景からいくと、取り入れた方が良いかと思います。

○丸山会長 はい。その辺りが第1期計画にはなかった、あまり思いつかなかったところかもしれません。他にいかがでしょうか。

○熊谷委員 先ほど数字を出されて説明されたのですが、全国の数字はあるけれども道内の数字がないのが何点かありまして、数字があるのかないのかよくわかりませんが、この場を出してとは言いませんが、今後、新しい施策を立てる際には、現状認識として、全国的な傾向と同じなのかもしれませんが、道内の数字はどうかはきっちりと欲しいなと感じました。

それと関わることですが、ひきこもりにしても性被害にしても、最近の傾向としては、言ってしまうと怒られるかもしれませんが、教職員絡み、学校絡みが一番多いわけですよ。その点において、教職員の倫理や指導力など関わってくると思うのですが、詳しくは分からないのもう既にあるかもしれないのですが、教職員の指導力あるいは倫理向上に向けての対策はあるのでしょうか。

○事務局（青野青少年担当課長） 教員に対する授業を含めた指導力の向上は、道教委で行ってはいるのでありますが、性被害について新聞等で出ておりますし、札幌市内が去年は非常に件数が多く、札幌市教委が問題視しております。当グループの担当主幹が教頭、校長を集めた研修会で、青少年を守るための講話をしてきたところがございますし、各市町村におかれましても、そのような問題については、事細かく説明しながら、道教委と連携して行っているとは聞いております。

ただ、実際に事案が発生しており、まだまだ浸透していない部分があると思いますので、仮に計画に載せるのであれば、今後、道教委と協力しながら考えていきたいと思っております。

○丸山会長 ありがとうございます。他に御意見いかがでしょうか。

○秋葉委員 まず、教えていただきたいのは、平成31年度に作る次の計画は、十年間

のスパンで考えているのでしょうか。ゴールは、2030年になるのですかね。

○事務局（青野青少年担当課長） そうですね。

○秋葉委員 2020年から2029年までですね。2029年に、どのような地域社会になっているか想像しながら考えなければいけないなと思いました。私は、YMCA というキリスト教主義の青少年団体にいるのですけれども、昔は、割と青少年がいましたが今は小学生くらいまでで、中・高と抜けまして、大学生でユースのボランティアに帰ってくる人が多いです。全道で、札幌、帯広、北見に拠点がありますけれども、年間の活動に参加している「会員」と呼ばれる人たちが約2千人おります。

私たちも、将来的にどのような活動をしていくかは、三つのテーマで考えておりまして、一つは「多文化共生」ということです。今、外国の方々が入ってきて、すごいスピードで変わってきており、どのように対応していくのか。

それから二つ目には、人口が減っていった社会資源が右肩下がりの社会になっていくので、有る社会資源をいろいろな人たちで共有していく社会になっていくだろうと思います。それぞれの世代で、例えば、高齢者と若者でそれを「分捕り合戦」をするのではなくて、やはり共有していく社会になるだろうと思います。それを「多世代交流社会」と言っています。

それから、政府なんかも言うておりますけれども「生涯現役」。生涯現役という意味は、自分の生活を自分で支えるということではなくて、死ぬまでどれだけ人に尽くすことができるか、自分らしく生きるか。そのことが三つの大きなテーマではないかなとYMCAでは考えています。

そのテーマに基づいて、私たちの中長期計画を考えているのですけれども、それを青少年に照らし合わせた時、多文化共生も多世代交流社会も、世代間で文化や考え方が違うことを考えれば、異文化理解ということなのですよね。若い世代と高齢者の考える時に、多文化共生も多世代交流も同じコンセプトで、どこかで通じているところがあるなと感じています。子どもたちや青少年にとっては、未来に生きていくわけですから、そうした多様性や違いに寛容な社会の担い手になって欲しいということを大きなポイントとしてとらえて、そのために、十年間何ができると考えたら良いのかなと思いました。

日置委員がおっしゃったように、課題というのは個別ではなくて、全部がつながっていると思うので、そういうとらえ方での計画にしたいなと思っています。ただ、なかなか答えはなくて、課題ばかりなのですから、これは皆で考えていくしかないのかなと感じています。

それから、もう一点がコミュニケーションのあり方が変わって、まったく想像がつかないこと。どんどん社会が「スマート化」して、スマホを中心とした色々な決済等が進

んでいくような時代です。そういったことに乗り遅れてしまいマイノリティとなる等の課題を踏まえた上での施策も必要かなと感じております。

○丸山会長 ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

○原委員 今の話聞いてて、確かに、十年という期間は長期だと思います。十年前を考えると、今のようにスマートフォンが増えてきて世界が変わっていくというのは想像ができていなくて、これから先の十年も、私たちが想像できないようなものが出てくるかもしれません。そうすると、実際に「中長期」のように考えた方が良いのではないかが一つあります。

また、課題があって、それに対する施策があるのですが、他の地域や地方で何か成功しているものがないのだろうか。同じような問題を抱えながらも、施策を行って、少し変えてきているような、ある意味で「展望」のあるものを付けられると良いのかなと思います。「課題に対して施策はこれ」よりは、このような展望、方向性を持ってだと少し元気になりそうな感じもいたします。

○丸山会長 ありがとうございます。基本計画に基づいて様々な施策の方向性が出てきますので、その時に、今、原委員が言ったような実際の取組例ですとか、観点として取り入れて、施策体系を組み立てておくことが必要かもしれません。他には何かないでしょうか。

○古川委員 キャリア教育について、現在の中学校2年生の子どもたちが仕事に就く頃には、多くの人たちが「現在ない仕事に就くだろう」と言われており、ほとんどの仕事にAIが代わると言われています。現在行っているキャリア教育をそのまま今の子どもたちに行っても当てはまらないので、キャリア教育の内容を変化させていかなくてはならないと感じています。そうすると、どのような仕事が出てくるかも分からないので、具体的に「こういう仕事に就きたい」というより、新しく生み出す力の育成など、小学校、中学校の早い段階から必要なのかなと思いました。

二つ目として、スマートフォンの小学生、中学生の使い方について、この前、大阪で学校への持ち込みを許可するのが決まりましたが、多分、これから他都道府県で同じようなことが起きるのじゃないかなと思いました。防災の面では、スマートフォンがあると、安全や安否確認が楽だと思いますし、親の目線からすると、持っておいてもらいたいと思うのですけれども、教育の面では、学校の中に持ち込むと見えないところが増え、家庭が裕福でなくて持っていない子どもたちがより顕著にわかりやすく「この子持っていないのだな」と分かってしまうなというのは問題だと思いますし、学力の面においてもスマートフォンを使うことによって脳内の切り替えとか悪くなると見たことがあるの

で、学校の中にスマートフォンを取り入れるとなると「制限」は必要なのかなと思います。もし、北海道でも取り入れるとしたら、学校に持ってきたとしても教員が放課後まで回収して持っておくとか、少し厳しめに制限は必要なのかなと思いました。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○河合副会長 社会環境の変化や生活環境の変化ですとか、変化が分かるのが既に大人たちなのだと思います。実際には、青少年にとっては、生まれた後の知っている環境の中ですので変化といわれても感じず、意外と大人側への支援も必要なのではないかなと思いました。

先ほど、家族支援というお話がありましたけれども、子どもたちを取り巻く環境、青少年を取り巻く環境の大人側が一番、社会環境だとか生活環境の変化についていけない、あるいは、非常に大きなストレスを感じていることあるかなと思いますので、青少年の健全育成にたずさわる側への支援の視点もあっていいのかなと思いました。

もう一つは、今度は青少年側ですけれども、環境が自分たちにどういう目を向けているかによって、その後が変わってくることもあるかなと思いました。「とても大変なことばかり起こってるし、そんな中で生きていく君たち大変だね」と見られているのと、守られることも必要だと思うのですけれども、「未来に向けて期待をされている」あるいは「期待ある未来、希望ある未来に生きていってる君たちなんだ」というメッセージも必要かなと、抽象的な話ではありますが思っています。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。他に何かないですか。

○秋葉委員 二つ追加をさせてください。貧困問題について、所属団体にも「教育便覧」という冊子がきますので見ましたら、経済的理由によって困難な状態にある家庭が、北海道では非常に高い割合でして、就学援助をもらっている家庭まで含めると19%位、5人に1人とショッキングな内容でした。ほとんどが札幌のデータに影響されていますが、これは放置できない問題だと思いますし、将来的な社会的損失は非常に大きいと思うので、力を入れないといけないポイントだと思います。

それに関わって「子ども食堂」が全道的にも増えてきて、自分が所属する教会でもそのような取組をしているのですけれども、結局、本当に貧困にある子どもたちが行っているかという、そうでもなかったりする。「子ども食堂＝貧困の子」というラベルが貼られた時、そういう子が来るかという来ない。では今、どういう形になっているかという、地域の居場所になっていて、色々な人たちが来てワイワイとやっている。そういう所を皆、欲しているのだと思います。多世代の様々な体験を持った人がいて、色々な課題を持ち込んで、そこで解決していく一つのプラットホームと言える。

今は、行政的な視点だと、青少年のための施設と老高齢者のための施設を切り分けてますけれども、将来的には予算も限られてきますし、効率的に運用するとなると、民間で立ち上がったプラットホームをうまく使って、課題を解決していくような発想も必要なのではないかなと思います。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

○熊谷委員 「離職率」について、うちの娘が昨年就職したので話を聞いていると、一～二時間残業しただけで、「うちの会社はブラックだ」って言うのですね。私たちが仕事していた頃の環境と今の若い人たちが働いている環境は、会社に対する期待感も違うし、充足度も違う。まるで、価値観が違うのですよね。それがまた十年後に、どのような世の中になっているかということ、全然、わからない。そうすると、十年後を見据えた一つの計画というのは、あまりにも隔たりが大きくなってしまいますので、せめて、五年とか早い時期に見直すのを前提にした計画の立て方などあっても良いのかなと思います。

また、計画を立てる時には、より若い人、今の時代に詳しい人の話や意見を反映するようなものにできたら良いのかなと思います。

○丸山会長 ありがとうございます。先ほど、原委員の意見の中でも「中長期」とありましたけれども、こういった課題を考えると、全部ひとくくりに十年でいくのかという観点もあってもいいのではないかと御意見だと思います。

他にはいかがでしょうか。

(その他、意見等なし)

○丸山会長 色々なご意見いただきまして、ありがとうございました。今、出ました意見を踏まえて、これから事務局で、施策体系を作成することとなります。今、出た意見全部を組み入れて考えますと、大変な作業だと思いますが、また、新たな観点が作業の中で出てくることもあるかと思えます。

本日出ました意見等を踏まえて、施策体系を改正し作成し、次回の審議会で諮問をするということですので、よろしく願いいたします。

(3) その他

○丸山会長 それでは、(3)「その他」として委員の皆様から何かありますか。

(委員等から、なし)

○丸山会長 では、事務局から、何かありますでしょうか。

○事務局（柴田主幹） 次回の審議会の開催予定についてお話させていただきます。本日は委員皆様より貴重な御意見、ありがとうございました。ただ今の意見等を踏まえまして、青少年健全育成基本計画の第2期計画について、諮問をさせていただく予定としております。

この計画の諮問と審議を主な議事としまして、次回は7月に、新年度第1回目の審議会を開催したいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○丸山会長 では、他にはないようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

3 閉 会

○事務局（青野青少年担当課長） 丸山会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、審議会の運営に御協力をいただき、この場をお借りしまして、再度、お礼申し上げます。ありがとうございます。

以上をもちまして、平成30年度第3回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。

以 上